

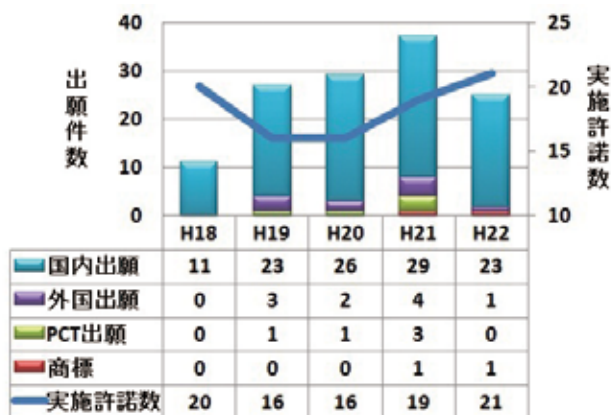
製品化・事業化に向けた知的財産戦略

～都産技研における知的財産権の取り組み～

研究開発から製品化・事業化に至るまで、開発された技術を知的財産制度で保護することは、ビジネス展開する上で重要かつ必須の条件です。ここでは、都産技研における事業別の知的財産権の取り組みについてご紹介します。

都産技研における知的財産権取得の現状

都産技研では、独自にテーマを設定して研究開発を行う基盤研究、基盤研究の成果等をもとに企業や大学と共同で実施する共同研究や、国や財団等の資金からなる外部資金導入研究などの研究事業を実施しています。これら研究事業の開発技術（シーズ）から、製品化・事業化のための発展技術など、研究の最終地点を見据えた戦略的な知的財産権の取得を図っています。



(平成23年3月末現在)

図1 出願件数等の推移

図1は、都産技研が地方独立行政法人となった平成18年度からの第一期5年間における出願件数と、実施許諾数の推移を示したものです。出願件数のうち、約半数が都産技研と共同研究者との共同出願によるもので、その件数は増加傾向にあります。

このため、技術の展開の方向性に応じて知的財産の権利化の進め方を工夫する必要があります。以下に、各状況に応じた現在の都産技研の取り組みを説明します。

①共同研究からの展開

共同研究において、特に企業と共同で研究開発する場合、研究開始段階で製品化・事業化の計画が立てられているため、権利侵害を避けるためにも、他者との技術的な違いを明確にしながら研究や知的財産権取得を進めていかなければなりません。また、共同研究の場合お互いの技術を持ち寄ることになるため、事前にそれぞれが保持している技術を明確にし、権利化しておくことも必要となります。

②海外への展開

上記共同研究からの展開にも関連しますが、学会発表や製品の販売など研究成果の発表に際して、日本国内で出願・登録された知的財産権は日本国内でのみしか権利主張できません。日本国外を成果発表の場や、販路とする場合はもちろん、第三者に製造を依頼する場合なども、該当国へ早急に出願する必要があります。なお、既に日本で出願されている場合は1年以内に優先権主張をして外国へ出願するなど、手続き上の注意が必要となります。

③デザインや商品名の知的財産化

都産技研では平成23年度よりデザインセクターを開設し、製品の販売促進を目的としてデザインの活用による技術支援を始めました。デザインや製品の名称（ロゴマーク）に独自性があれば、意匠登録出願や商標登録出願にて他者の模倣を防ぐことができます。

事業に合った知財戦略を

現在、都産技研では様々な事業が実施されており、事業によって知的財産への取り組みが異なります。このため、成果展開の方向性など、事業計画や研究戦略を踏まえて知的財産戦略を進めることを重視しています。

開発本部 開発企画室<本部>

高橋 千秋 TEL 03-5530-2528
E-mail: takahashi.chiaki@iri-tokyo.jp